

# 通訳者派遣事業実施要項

豊中市教育委員会事務局  
学 校 教 育 課

## 1. 趣 旨

帰国・渡日児童生徒及びその保護者が教職員や児童生徒等と意思の疎通を図り、円滑な学校生活を送れるよう、希望する学校等に対して通訳者派遣を行う。

やむを得ない場合においては文書の翻訳を行う。

## 2. 派遣時間

○学校休業日以外の月曜日から金曜日で、1日につき8:30から17:00までの連続する2時間を原則とする。

○派遣対象者の欠席等により通訳を中止とする場合には、速やかに人権教育係まで連絡をすることとし、通訳者への中止連絡は原則人権教育係が行うこととする。

但し、9:00までに通訳派遣が始まる場合において、急遽通訳を中止する場合には学校より直接通訳者へ中止連絡を行う。

○学校教育課が必要と認める場合に限り、学校内行事等への派遣についても対応する。

○派遣時間数は一児童生徒につき累計60時間以内とする。(年度を越えて派遣が継続される場合においても累計60時間以内)

○累計60時間に達する児童生徒であって、特段の配慮が必要と認められる場合は週1回/2時間の延長派遣を行う。

○打合せ等、学校教育課が特に必要と認めた場合には1時間の派遣を行う。

## 3. 対 象 者

通訳支援が必要と認められる帰国・渡日児童生徒およびその保護者。

## 4. 派 遣 場 所

豊中市立各小中学校及び義務教育学校 等

## 5. 派 遣 者

学校教育課（渡日児童生徒相談室）に登録している通訳者。

## 6. 派遣申請の方法と実施報告

○学校教育課あてに通訳者派遣申請書（様式1）を提出する。（派遣申請は原則1ヶ月単位で行う）

○通訳者派遣申請書（様式1）は対象児童生徒一名につき一枚使用する。

○保護者への派遣についても同様に通訳者派遣申請書（様式1）にて申請する。

○通訳派遣実施後は、通訳者派遣実施報告書（様式3）を当該月末締めで作成し学校教育課あて提出する。

## 7. 謝 礼 金

通訳者の謝礼金については1時間2,300円(税込・交通費込)とする。

但 通訳者会議参加謝礼金については1回につき2,000円(税込)とする。

翻訳謝礼金については1文書(A4サイズ量)につき2,000円(税込)とする。

## 8. 非常変災時の措置

○午前7時現在において豊中市に「暴風・大雨・洪水警報」のいずれかが発令中のときは、通訳者の安全確保のため、当日の通訳者派遣は中止とする。

○通訳活動中に警報が発令されたときは、発令時をもって通訳を中止とする。

○台風の接近及び上陸の恐れがある場合には、その前日を持って事前に通訳者派遣を中止するか、もしくは当日午前7時現在の警報の発令をもって、通訳者派遣を中止とする。

○震度5以上の地震が発生したときには、通訳者の派遣を中止とする。

## 9. そ の 他

○学校生活上必要な意思疎通を図るための派遣であるため、教科指導及び別室での抽出指導は行わない。

○小中学校及び義務教育学校における定期テスト、実力テスト、全国学力学習状況調査やチャレンジテスト等のための派遣は原則行わない。

○心身の健康や医療に関する通訳は、医師(校医など)や保健・養護教諭の立会いのもとでのみ行う。

○校外学習・遠足等については派遣を行わない。

○通訳者との日時調整等は人権教育係が行う。

○学校配付物等に関する文書翻訳は原則行わない。

○通訳者は学校通訳者登録用紙に基づいて(様式4)学校教育課(渡日児童生徒相談室)に登録する。

○通訳者は通訳終了後活動報告をメールにて行う。

○通訳者は原則公共交通機関等を利用するものとし、学校教育課が特に必要と認めた場合を除き自動車での来校を禁止する。

○通訳者の移動中や活動中に発生した事故や怪我、物品の逸失などに対しては一切の保障・補填等を行わない。

○通訳者承認の上で通訳者連絡先を学校へ通知する。

○その他、必要な事項については学校教育課が定める。

附則 ・平成31年(2019年)4月1日改定

・令和元年(2019年)10月1日改定

・令和3年(2021年)3月22日改定

・令和5年(2023年)4月1日改定